

令和3年度愛媛県肝炎ウイルス検査事業実施要領

第1条（目的）

肝炎ウイルスに感染した人を早期に発見し、適切な治療に結びつけることにより、肝炎ウイルス感染による重症化や死亡を減らし、もって県民の健康の保持及び増進を図るため、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領（平成14年3月27日健発第0327012号厚生労働省健康局長通知「特定感染症検査等実施要綱」）に基づき、県が令和3年度に実施する肝炎ウイルス検査事業（以下「事業」という。）に関して必要な事項を定める。

第2条（対象者）

本検査の受検を希望する者（松山市の住民基本台帳に登録している者以外）。

ただし、過去に本検査を受けたことがある者、医療保険各法その他の法令に基づく保健事業等のサービスを受ける際に、合わせて当概肝炎ウイルス検査に相当する検査を受けた者若しくは健康増進事業の対象者については除くものとするが、再検査の必要性のある者については、この限りでない。

第3条（実施方法）

事業の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) この事業は、一般社団法人愛媛県医師会へ委託し、同医師会に所属する医院及び病院（以下「実施医療機関」という。）において実施する。
- (2) この事業の対象者は、あらかじめ「肝炎ウイルス検査受診（申込）票」（様式1）の交付を受けるとともに、必要事項を記入し、実施医療機関に提出して受診する。（交付窓口県保健所）
- (3) 保健所は、「肝炎ウイルス検診受診（申込）票」の交付に際しては、第2条に該当する者であることを確認する。

第4条（検査の項目及び方法等）

肝炎ウイルス検査の項目は、問診及びB型肝炎ウイルス検査並びにC型肝炎ウイルス検査とし、その検査方法等は、次のとおりとする。

- (1) 問診
肝臓病等の既往、肝炎ウイルス検査実施の有無、治療の有無等を聴取し、必ず受診者の同意により、検査項目を確定する。
- (2) B型肝炎ウイルス検査
HBs抗原検査
凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いる。
- (3) C型肝炎ウイルス検査
ア HCV抗体検査
HCV抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲

が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできるHCV抗体測定系を用いること。

イ HCV核酸増幅検査

HCV抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。

ウ HCV抗体の検出

HCV抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。本検査は省略することができる。

第5条（検査の判定区分）

検査結果の判定は、肝炎ウイルス検査判定基準（別紙）に基づき行う。

なお、いずれの検査についても、その結果の判定に当たっては、検査に携わる医師によって行われるものであること。

第6条（受診者への結果通知等）

実施医療機関は、受診者に検査結果の説明を行うとともに、担当医師は、C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者及びHBs抗原検査において「陽性」と判定された者に対し、精密検査のための専門医療機関受診を勧めるなどの指導を行う。

C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者及びHBs抗原検査において「陰性」と判定された者については、検査結果と検査日を記録しておくことを勧めるなどの指導を行う。

第7条（受診者の費用負担）

検査に要する受診者の費用負担は、無料とする。

第8条（事業実績報告）

実施医療機関は、肝炎検査を行った日の属する月の翌月の10日までに、「肝炎ウイルス検査受診（申込）票」（様式1）の県保存用、実績報告書（様式2）及び請求書（様式3）を愛媛県へ提出する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。